

岡山県公報		発行 岡山県		目次	
				担当課（室）	
【公 告】 ○ 農地を利用する権利の設定に関する裁定 ○ 〃 ○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了 ○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了		〃 農村振興課 〃 建築指導課 〃		目次	

〔四六〇〕農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、次のとおり農地を利用する権利を設定する裁定をした。

令和七年十月十四日

一 農地の所在等
岡山県知事 伊原木 隆 太

所在及び地番		地目	面積（平方メートル）
倉敷市浅原一一四六番地	畑		四七九

二 農地を利用する権利の内容等

内 容	始 期	存続期間	借賃に相当する 補償金の額
畑（果樹栽培） として利用	令和七年十一月一日	権利の始期から令和十二年十月三十一日まで	五、二六五円

三 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

岡山県農地中間管理機構（公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団）
理事長 森下 慎

岡山市中区古京町一丁目七番三六号

四 農地の所有者等の情報

名義人は死亡しており、その所有者が確知できない状態となっている。

五 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに岡山地方法務局倉敷支局に補償金を供託する。

〔四六一〕農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、次のとおり農地を利用する権利を設定する裁定をした。

令和七年十月十四日

一 農地の所在等
岡山県知事 伊原木 隆 太

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
高梁市備中町西山一五一三番二	田	二、一〇一
高梁市備中町西山一五一七番	畑	二、二一六
高梁市備中町西山一五二二番	田	一、〇七八
高梁市備中町西山一五二四番	田	二、七五六

二 農地を利用する権利の内容等

内 容	始 期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
田及び畑（飼料用作物）として利用	令和七年十一月一日	権利の始期から令和十二年十月三十一日まで	四〇、七五五円

三 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

岡山県農地中間管理機構（公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団）
理事長 森下 慎

四 農地の所有者等の情報
岡山市中区古京町一丁目七番三六号

五 補償金の支払の方法
名義人は死亡しており、その所有者が確知できない状態となっている。
農地を利用する権利の始期までに岡山地方法務局高梁支局に補償金を供託する。

〔四六二〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和七年十月十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市西郡字摺子木三九〇番一、三九一番一、三九二番一

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

東京都千代田区二番町八番地八

株式会社セブーンイレブン・ジャパン

代表取締役 阿久津知洋

三 許可年月日及び許可番号

令和七年七月三十一日岡山県指令建指第九六号

〔四六三〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和七年十月十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市西郡字摺子木三九〇番一、三九一番一、三九二番一

二 公共施設の種類

緑地

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

東京都千代田区二番町八番地八

株式会社セブン・イレブン・ジャパン

代表取締役 阿久津知洋

五 許可年月日及び許可番号

令和七年七月三十一日岡山県指令建指第九六号